当院の施設基準等にかかる掲示について

【個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書】

・領収証発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償発行しています。発行を希望されない方は会計窓口へ、その旨をお申し付けください。

【一般名称での処方・後発医薬品使用推進】

・後発医薬品があるお薬につきましては、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、ご説明のうえー般名(有効成分名)で処方することを推進しています。

(国の政策として推進されております。ご理解ご協力をお願いいたします。)

- ・医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等の適切な対応ができる体制を整備しております。
- ・なお、令和6年10月より長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」(患者さまの希望による処方の場合)には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。(厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部(1/4)が自己負担となります)

【医療情報取得加算】

- ・当院はオンライン資格確認を実施しております
- ・質の高い診療を行うため受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し、医療の提供に努めております。

【医療 DX 推進体制整備加算】

- オンライン請求を行っております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けや院内掲示にて周知しております。
- 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行っております。

【生活習慣病管理料 Ⅰ・Ⅱ】

・患者様の身体状態等に応じて28日以上の長期投薬を行うことについて対応が可能です。

【外来腫瘍化学療法診療料 1】

- ・専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等 24 時間対応できる連絡体制が整備されております。
- 急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制が確保されております。
- ・実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。

【院内トリアージ実施料】

夜間・休日または深夜において、受診された初診の患者様(救急車での緊急に搬送された方は除く)に対し、来院後速やかに緊急性について判断をし診察の優先度を確認しております。診察の順番は、来院された患者さまの緊急度や重症度によって決定いたしますので、場合によって待ち時間が長くなる場合がありますので、ご了承ください。

【機能強化加算】当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

かかりつけ医機能を有する医療機関は、医療機能情報提供システムで検索できます。(URL 参照)

https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize

2024年7月